

令和8年10月14日
環境局資源循環推進課

産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行ったのでお知らせします。

記

事業者の住所 及び名称	新潟県長岡市入塩川 2575 番地 株式会社 稲田興建 （代表取締役：稲田 亮）
許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	01504223315（産業廃棄物収集運搬業）
許可年月日	令和3年8月19日（産業廃棄物収集運搬業）
事業の範囲	・事業の区分 収集・運搬（積替え・保管を除く。） ・産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可取消し（令和8年10月14日）
処分の理由	当該法人の役員は、新潟地方裁判所長岡支部において道路交通法違反により懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、令和7年3月26日に刑が確定していたことが判明した。 このことにより、同役員は法第7条第5項第4号ハ（欠格要件：拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者）に該当することとなった。 この結果、当該法人は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったため。

本件についてのお問い合わせ先
産業廃棄物係 中澤
（直通）025-280-5161 （内線）2504